

PRESS RELEASE

前橋市報道発表資料

令和3年8月31日

新型コロナウイルス感染症の発生について（市内2217～2241例目）

前橋市内で25件(2217～2241例目)の新型コロナウイルス感染症の患者を確認しました。
本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
1	2217 (14862)	8月30日	30代	男性	会社員	—	8月27日	軽症
2	2218 (14869)	8月28日	40代	男性	自営業	市内2168例目 の同居家族	8月25日	軽症
3	2219 (14874)	8月30日	20代	女性	アルバイト (市外)	—	8月29日	軽症
4	2220 (14875)	8月30日	20代	女性	無職	—	8月29日	軽症
5	2221 (14886)	8月30日	40代	女性	医療従事者 (市外)	陽性者の接触者	8月28日	軽症
6	2222 (14907)	8月30日	50代	女性	アルバイト	—	8月27日	軽症
7	2223 (14912)	8月30日	10代	男性	高校生	陽性者の接触者	8月29日	軽症
8	2224 (14913)	8月30日	20代	男性	会社員	—	8月29日	軽症
9	2225 (14915)	8月30日	20代	男性	学生 (市外)	—	8月29日	軽症
10	2226 (14921)	8月30日	20代	女性	会社員 (市外)	—	8月27日	軽症
11	2227 (14922)	8月30日	20代	女性	会社員	市内2049例目 の濃厚接触者	8月28日	軽症
12	2228 (14927)	8月30日	10代	男性	高校生	陽性者の接触者	8月29日	軽症

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
13	2229 (14928)	8月30日	10歳 未満	男性	未就学児	市内1980例目 の同居家族	8月29日	軽症
14	2230 (14930)	8月30日	30代	男性	会社員 (市外)	陽性者の接触者	8月26日	軽症
15	2231 (14945)	8月30日	10歳 未満	男性	未就学児	市内2183例目 の同居家族	8月26日	軽症
16	2232 (14953)	8月30日	20代	男性	会社員	—	8月29日	軽症
17	2233 (14954)	8月30日	10歳 未満	女性	未就学児	市内2028例目 の同居家族	8月29日	軽症
18	2234 (14970)	8月30日	20代	女性	福祉事業 従事者 (市外)	市内2157例目 の同居家族	8月26日	軽症
19	2235 (14971)	8月30日	10歳 未満	男性	未就学児	市内2157例目 の同居家族	8月30日	軽症
20	2236 (14972)	8月30日	10代	女性	高校生 (市外)	市内2172例目 の同居家族	8月29日	軽症
21	2237 (14976)	8月30日	60代	女性	パート 従業員	—	8月29日	軽症
22	2238 (14977)	8月30日	10代	男性	高校生 (市外)	—	8月29日	軽症
23	2239 (14988)	8月30日	30代	女性	アルバイト	—	8月30日	軽症
24	2240 (15032)	8月30日	50代	男性	会社員	—	8月30日	軽症
25	2241 (15033)	8月31日	20代	女性	会社員	—	8月27日	軽症

市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
県外届出 (東京都)	8月30日	20代	女性	学生 (市外)	—	8月26日	軽症

東京都内の保健所より前橋市内在住者 1 人の新型コロナウイルス感染症発生届の送付を確認しました。本件は、東京都内の保健所に届出が提出されており、本市及び群馬県の発生患者数には含まれません。

市内高校関係について

8月20日付けで報告した市内高校において、新たに生徒1人の陽性が確認されました。

■これまでの陽性判明者 生徒8人

市内高校関係について

8月27日付けで報告した市内高校において、新たに生徒2人の陽性が確認されました。

■これまでの陽性判明者 生徒19人

※濃厚接触が確認された人には、14日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、検査を実施する予定です。検査結果が陽性となった場合は、別途報告します。

市民の方へお願い

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別や偏見をなくしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。
公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

報道関係者の皆様へお願い 引き続き調査を行い、必要な情報は随時発表いたします。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電 話 <平日> 直通 / 027-220-5779
<夜間・休日> 027-224-1111 (当直室) から内線84-2216へ